

電力契約書（案）

大牟田市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、大牟田市本庁舎等及び本庁舎南別館の電力需給について、次のとおり契約を
締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守
し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「請求等」と
いう。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情
がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる
ものとする。この場合において、甲及び乙は、すでに行った請求等を書面に記載
し、これを相手方に交付しなければならない。
- 3 甲及び乙は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書
面に記録するものとする。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、別紙仕様書に特別の定め
がある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるもの
とする。
- 7 この契約の期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法
(明治32年法律第48号)に定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に関わる訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所
をもって甲の地域を管轄する管轄裁判所とする。

（目的）

- 第2条 乙は、別紙仕様書に基づき大牟田市本庁舎等及び本庁舎南別館の電力を需
要に応じて供給し、甲は、当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用する
ものとする。

（契約期間）

- 第3条 契約期間は、平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで（地方
自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約
としての期間）とする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、別表契約単価明細の金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)のとおりとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、乙に対して、大牟田市契約規則(平成2年規則第26号)第23条の2第3号の規定により契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第7条 甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を増減することがある。

(接続供給契約等により生じる債務の負担)

第8条 乙が九州地区の一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に定める者をいう。以下「一般送配電事業者」という。)と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生じる料金その他の金銭債務(甲に起因し生じる金銭債務を除く。)は、乙が負担するものとする。

(契約電力)

第9条 契約上使用できる最大電力(以下「契約電力」という。)が500キロワット以上の場合の契約電力については、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 契約電力が500キロワット未満の場合の各月の契約電力については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値の電力とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加した日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値の電力とし、その1月の増加した日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とする。

(2) 契約受電設備を減少する場合で、1年を通じての最大需要電力が減少するこ

とが明らかなときは、減少した日を含む1月の減少した日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値の電力とし、減少した日以降12月の各月の契約電力(減少した日を含む1月の減少した日以降の期間については、その期間の契約電力とする。)は、契約負荷設備及び契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、甲乙協議の上定めた電力の値とする。ただし、減少した日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が甲乙協議の上定めた電力の値を上回る場合(減少した日を含む1月の減少した日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値が甲乙協議の上定めた電力の値を上回る場合とする。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とする。

(契約電力の変更)

- 第10条 前条第1項の場合において、契約電力の変更について必要があると認めるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が契約電力の変更前に契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金を乙に支払うものとする。
 - 3 前条第2項の場合において、最大需要電力が500キロワット以上となった場合は、同条第1項の規定に従い契約電力を速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力については、同条第2項によって定めるものとする。

(使用電力量の計量)

- 第11条 乙は、毎月、月末の24時に計量器に記録された値を読みとり、当該計量した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を甲に通知しなければならない。
- 2 電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(契約単価の変更)

- 第12条 この契約の締結後、乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、一般送配電事業者が定める供給条件等によりこれを改定することができるものとする。
- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正による消費税率の変動があった場合は、相当額を加減して契約単価を算出する。

(支払)

- 第13条 乙は、第11条第1項の計量結果の通知後、当該月に係る電気料金の支

払いを請求することができる。

- 2 前項に規定する電気料金は、別表契約単価明細の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額（以下「基本料金」という。）、別表契約単価明細の電力量料金単価に当該月における使用電力量を乗じて得た額、燃料費調整単価に当該月における使用電力量を乗じて得た額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金単価に当該月における使用電力量を乗じて得た額の合計の額とする。
- 3 前項の基本料金について、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率が85パーセントを上回る場合は当該上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は当該下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しするものとする。
- 4 第2項に規定する燃料費調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金単価は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとする。
- 5 甲は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。ただし、乙が一般送配電事業者にあっては、乙の供給条件等に「支払期日」の定めがあるときは、当該期日までに電気料金を支払うものとする。

（甲の解除権）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、大牟田警察署からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、当該解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
 - (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
 - (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係

る契約を締結しているとき。

- (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 乙は、前条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合は、乙は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる総額の10パーセントに相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 契約電力が500キロワット以上の場合 予定契約電力及び予定電力使用量に別紙単価明細書の契約単価を乗じて計算して得た額の総額
 - (2) 契約電力が500キロワット未満の場合 予定契約電力及び予定電力使用量に別紙契約単価明細書の契約単価を乗じて得た額の総額
- 2 次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、前条第1項に該当する場合みなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 第1項の規定による違約金の支払いは、前項の規定による損害の賠償を妨げない。
- 5 甲は、この契約の期間中において、前条第1項及び第2項の規定によるものほか、甲の事情により必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（歳出予算における契約の変更又は解除）

第16条 甲は、この契約を締結した翌年度以降において、甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除がなされた場合には、この契約を変更し、又は解除するものとする。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をされた場合において、乙に

損害が生じたときは、甲にその損害を請求することができる。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に違反し、合理的な期間内に違反を解消しないときは、この契約を解除することができる。

(解除の効果)

第18条 この契約が解除された場合には、第2条に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

- 2 甲は、この契約が解除された場合において、甲が解除された日を含む月に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相当する電気料金を乙に支払わなければならない。
- 3 前項の電気料金は、基本料金（第13条第3項に規定する力率割引又は割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とする。）、別表契約単価明細の電力量料金単価に既供給電力量を乗じて得た額、燃料費調整単価にすでに供給を受けている電力量を乗じて得た額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金単価にすでに供給を受けている電力量を乗じて得た額の合計の額とする。ただし、第15条第4項、第16条第1項及び前条の規定による解除の場合は、乙が一般送配電事業者にあっては、乙の定める供給条件等により算定した額とする。この契約が解除された日が月の中途である場合における、その月の基本料金は、基本料金の月額をその月の日数で除して得た額にその月の電力の供給を行った日数を乗じて得た額とする。
- 4 前項に規定する燃料費調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金単価は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定等)

第20条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲の指示した仕様書及び大牟田市契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

- 2 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲) 大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市
(代表者) 市長 中尾昌弘

乙)